

広島県告示第八百五十一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定によって、指定自立支援医療機関として次の者を指定した。

平成十九年八月九日

広島県知事 藤田 雄山

一 病院又は診療所

尾道市立市民病院	尾道市新高山三丁目一七七〇一七七	育成医療・更生医療	腎臓	橋本 昌美	平成十九年八月一日
名称	所在地	自立支援の種類の医療	標ぼうしている診療科名	指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師の名	指定年月日

二 薬局又は指定訪問看護事業者等

府中地区医師会訪問看護ステーション	府中市鵜飼町四九六一	育成医療・更生医療	自立支援の種類の医療	平成十九年八月一日
さいとう薬局	呉市海岸二丁目二七七一〇二	育成医療・更生医療	自立支援の種類の医療	平成十九年八月一日
名称	所在地	自立支援の種類の医療	指定年月日	